四　第四類の危険物（水に溶けないものに限る。）を貯蔵し、又は取り扱うタンクに泡放出口を設ける場合にあっては、当該タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物の液表面積に、危険物の区分に応じて別表第二の中欄に掲げる数値を乗じて得た量以上の量の泡水溶液（泡消火薬剤と水との混合液をいう。以下同じ。）を、別表第一の下欄に掲げる個数（直径が二十四メートル未満の固定屋根式屋外貯蔵タンクに設ける泡放出口にあっては、一個とする。以下同じ。）で、別表第二の下欄に掲げる数値以上の放出率で有効に放出できるように設けること。

五　第四類の危険物（水に溶けないもの以外のものに限る。）を貯蔵し、又は取り扱うタンクに泡放出口を設ける場合にあっては、当該タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物の液表面積に、別表第三の中欄に掲げる数値を乗じて得た量以上の量の泡水溶液を、別表第一の下欄に掲げる個数で、別表第三の下欄に掲げる数値以上の放出率で有効に放出できるように設けること。この場合において、当該タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類に応じ、別表第四の下欄に掲げる係数又は別表第五に定める方法により算出した係数のいずれか（別表第四に掲げる危険物以外の危険物にあっては、別表第五に定める方法により算出した係数に限る。）を、別表第三の中欄及び下欄の数値にそれぞれ乗じること。

六　タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物から発生する蒸気が逆流するおそれがない構造とすること。

七　泡放出口から放出された消火に有効な泡が、タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物の液表面全体を被覆するために有効な設備を設けること。

**第五条**　Ⅱ型の泡放出口の位置、構造及び設備は、前条第一号から第六号までの規定の例によるほか、Ⅱ型の泡放出口を設ける場合にあっては、泡放出口から放出された消火に有効な泡をタンクの側板の内面に沿って流下させ、当該泡がタンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物の液表面全体を被覆するために有効な設備を設けなければならない。

**第六条**　Ⅲ型の泡放出口の位置、構造及び設備は、第四条第一号から第四号までの規定の例によるほか、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　送泡管を設けること。

二　タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物が送泡管から逆流するおそれがない構造とすること。

三　Ⅲ型の泡放出口は、タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物が水に溶けないものであって、かつ、当該危険物の温度が五十度以下又は動粘度が百センチストークス以下である場合に限り、設置することができること。

**第七条**　Ⅳ型の泡放出口の位置、構造及び設備は、第四条第一号から第五号まで及び前条第一号の規定の例によるほか、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　送泡管の末端に、特殊ホースを接続すること。

二　特殊ホースは、使用時以外は、格納筒に収納すること、又は泡を放出することにより容易に離脱することのできるキャップを装着すること。

三　前号の格納筒を設ける場合にあっては、タンクの側板の下部に設けること。

**第八条**　特型の泡放出口の位置、構造及び設備は、第四条第一号から第四号までの規定の例によるほか、次の各号に定めるところによらなければならない。この場合において、同条第四号中「液表面積」とあるのは、「第八条第二号に規定する間げきの投影面積」とする。

一　浮き屋根の浮き部分の上でタンクの側板から一・二メートル以上離れた位置に高さ〇・九メートル以上の鋼製の泡せき板（泡放出口から放出された泡の流出を阻止でき、かつ、雨水を有効に排出する排水口を設けたものをいう。以下同じ。）を設けること。

二　タンクの側板と泡せき板との間げきに泡を注入するための設備を設けること。

（補助泡消火栓の基準）

**第九条**　補助泡消火栓は、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

一　補助泡消火栓は、三個（ホース接続口が三個未満のときは、その個数）のノズルを同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において、放射圧力が〇・三五メガパスカル以上で、かつ、四百リットル毎分以上で放射することができるように設けること。

二　補助泡消火栓は、防油堤の外側で有効に消火活動が行うことができる位置に、それぞれ一の補助泡消火栓に至る歩行距離が七十五メートル以下となるように設けること。

三　補助泡消火栓の開閉弁及びホース接続口は、地盤面からの高さが一・五メートル以下の位置に設けること。

四　補助泡消火栓の泡放射用器具を格納する箱（以下「補助泡消火栓箱」という。）は、不燃材料で造られたものを用いるとともに、当該補助泡消火栓に至る歩行距離が五メートル以下であって、火災のとき容易に接近することができ、かつ、火災等による被害を受けるおそれが少ない場所に設けること。

五　補助泡消火栓の設置の標示は、次に定めるところによること。

イ　補助泡消火栓箱には、その表面に「ホース格納箱」と表示すること。ただし、開閉弁及びホース接続口を補助泡消火栓箱の内部に設けるものにあっては、その表面に「ホース格納箱」の表示に代えて、「消火栓」と表示することができること。

ロ　補助泡消火栓には、その直近の見やすい場所に「消火栓」と表示した標識を設けること。

（連結送液口の基準）

**第十条**　連結送液口は、次の式により求めた数以上の数を、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「施行規則」という。）第十四条第一項第六号の規定の例により設けなければならない。この場合において、同号中「送水口」とあるのは「送液口」と、「送水」とあるのは「送液」と、「スプリンクラー設備」とあるのは「泡消火設備」と、「スプリンクラー用送水口」とあるのは「泡消火設備用送液口」と、「送水圧力範囲」とあるのは「送液圧力範囲」とする。

$$N=\frac{Aq}{800}$$

Nは、連結送液口の設置数

Aは、タンクの最大水平断面積（単位　平方メートル）

qは、別表第二の下欄に掲げる危険物の液表面積一平方メートル当たりの泡水溶液の放出率（単位　リットル毎分毎平方メートル）

（フォームヘッド方式の基準）

**第十一条**　固定式の泡消火設備のうちフォームヘッド方式のものは、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

一　フォームヘッドは、防護対象物（消火設備によって消火すべき製造所等の建築物その他の工作物及び危険物をいう。以下この条において同じ。）の表面積（防護対象物が建築物の場合にあっては、床面積とする。以下同じ。）九平方メートルにつき一個以上のヘッドを防護対象物の全ての表面又は床面がいずれかのフォームヘッドの有効射程内にあるように設けること。

二　防護対象物の表面積一平方メートル当たりの放射量が六・五リットル毎分以上の割合で計算した量の泡水溶液を標準放射量（当該泡消火設備のヘッドの設計圧力により放射し、又は放出する消火剤の放射量をいう。以下同じ。）で放射することができるように設けること。

三　放射区域（一の一斉開放弁により同時に放射する区域をいう。以下同じ。）は、百平方メートル（防護対象物の表面積が百平方メートル未満であるときは、当該表面積）以上とすること。

（固定式の泡モニターノズル方式の基準）

**第十二条**　固定式の泡消火設備のうち泡モニターノズル方式のものは、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

一　泡モニターノズルは、屋外の工作物及び屋外において貯蔵し、又は取り扱う危険物を防護対象物とし、当該防護対象物を当該泡モニターノズルの有効射程内に包含できるように設けること。

二　泡モニターノズルは、消火活動上支障がない位置において起動及び操作ができる場所に設けること。